1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめの定義としていじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としています。この行為は、許されない行為であり、また、どの児童等も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、協力して日頃からささいな兆候を見逃さないように「早期発見」し、問題を一人で抱え込まないように学校全体で組織的に「早期対応」に取り組んでいきます。

さらに、いじめ防止のために、日頃から、道徳教育及び体験的活動の充実を図る必要があります。この活動の計画・実行を通して、生徒、保護者およびその学校の教職員に啓発を促します。また、生徒、保護者、教職員が互いに信頼をし、学校現場の構築を図って安心・安全な学校を作り、さらに集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校作りに取り組んでいきます。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むこと のないよう、組織として対応する「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1)「いじめ防止対策委員会」について

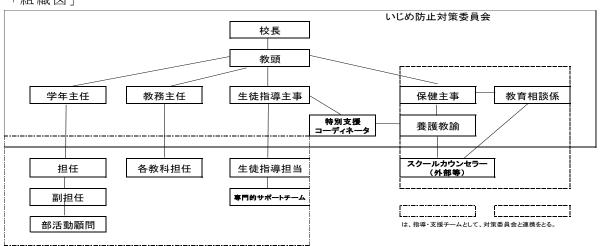
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談係 特別支援コーディネータ、養護教諭、(スクールカウンセラー)

イ 指導・支援チーム

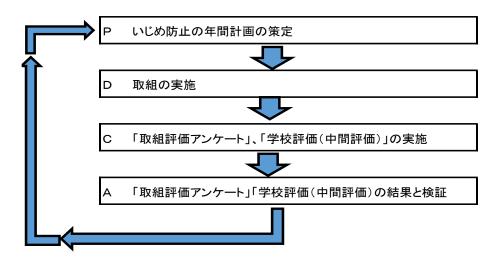
委員会は、事案に応じて適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめ防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめ等についてもその知識が豊富な教員(専門的サポートチーム)を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで、「報告・連絡・相談」を密にし、対応する。

「組織図」

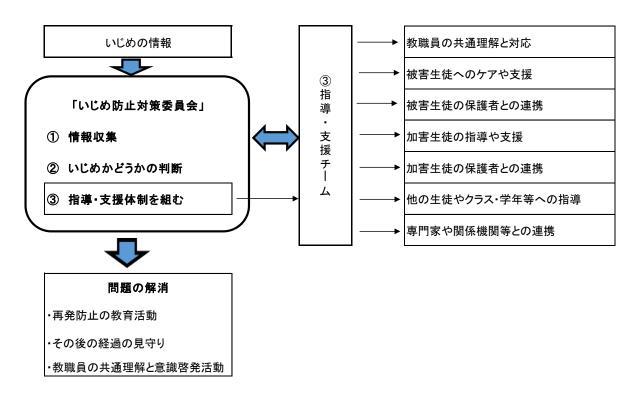


(2)「いじめ対策委員会」の役割と機能等

ア 取組の検証 (PDCAサイクル)



- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
 - ・学年会等での「いじめ」に関する情報収集と報告会を実施し、常に「いじめ対 策委員会」と連携を図る意識を持つ。
 - ・「いじめ防止対策委員会」で検討した内容を職員会議等報告する。
 - ・現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やスクールカウンセラー による講話を実施する。
- ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取 「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」、「学校関係者評価」の結果を、 学校経営案及びホームページに掲載をする。
- エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。

教育委員会と連携を密にして、適切な専門家を加えるなどとして対応する。

重大事態の発生



- (ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- (イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

(年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査に着手)



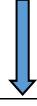


教育委員会が調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

学校の下に、重大事態の調査組織を設置



- 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の * 人間関係又は特別の利害関係者を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の 公平性・中立性を確保するように努めることが求められる。
- * 「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法をとる。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査



- * いじめの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。客観的な事実関係を速やかに調査すること。
- * たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う姿勢をとる。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供



- * 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供。
- * 関係者の個人情報に十分配慮する。
- # 調査に当たって実施したアンケートは、提供する場合があることを念頭におき、調査に先立 ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告



* 希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書を調査結果 に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体 となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

- 3 いじめ防止等に関する具体的な取組について
- (1) いじめの未然防止の取組
 - ア 現職研修を充実させ、すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切 に対応する力を養う。
 - イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推 進を図る。
 - ウ 日頃から、児童生徒とのコミュニケーションに努め、信頼関係を築く。
 - エ 分かる授業づくりや授業に参加できるための授業改善に努める。
 - オ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導のあり 方に細心の注意を払う。
- (2) いじめの早期発見の取組
 - ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努 める。
 - イ 生徒のささいな変化などの気づいた情報を確実に共有するために、(情報に基づき)速やか「いじめ防止対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
 - ウ 生徒とコミュニケーションを図るうえでも、個人面談(担任面談)などを活用 する。
 - エ 相談箱 (意見箱) を設置したりして活用する。
 - オ 定期的に授業巡回・放課巡回などを実施し、生徒の様子を観察する。
 - カ 定期的ないじめアンケート調査(年5回)の実施や教育相談の充実を図る。
- (3) いじめに対する措置
 - ア いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は、いじめの対策のため「組織」が、いじめにとして対応すべき事案か否か判断する。そして母体の「いじめ 防止対策委員会」が中心となって対応する。
 - イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
 - ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。 ただし、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為 として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会とも連絡を取り ながら、所轄警察署と相談して対処する。
 - エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家 や関係機関等との連携のもとで取り組む。
 - オ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考え、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を 行き渡らせる。
 - カ ネット上でのいじめへの対応については、教育委員会と相談しながら必要に応 じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の推進 を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組		早期発見の取組	「いじめ防止対策委員会」の動	保護者・地域との連携
4月	O相談室やSCの周知	保健		〇いじめ防止基本方針の周知徹底	〇第1回PTA理事会
	〇相談箱(意見箱)の周知	生徒指導			
	〇面談週間	全学年			
	Oオリエンテーション	生徒指導・保健			
5月	〇モラル講話	生徒指導・全学年	〇いじめアンケート 生徒	旨導 Oアンケート結果の分析	〇公開授業
					OPTA総会兼担任懇談
6月	〇特別支援学校講演会	1年			〇学校評議員・関係者評議会
	〇授業研究週間	教務·教科			〇公開授業
7月	〇インターンシップ	進路·1年	Oいじめアンケート 生徒!	旨導 Oアンケート結果の分析	〇保護者会
	〇在り方生き方講演会	教務·全学年			〇第2回PTA理事会
	〇モラル講話	生徒指導・全学年			
8月	〇インターンシップ	進路•2年		中間評価→検証	
	〇グランド清掃	生徒会			
9月	〇一斉除草	保健			〇第3回PTA理事会
	〇在り方生き方講演会	教務·全学年			
10月	〇モラル講話	生徒指導・全学年	Oいじめアンケート 生徒!	旨導 〇アンケート結果の分析	
11月	〇学習に関するアンケート	教務		OSC講演会	〇学校評議員·関係者評議 会·公開授業
					〇清掃奉仕活動
12月	〇人権講話	生徒指導・全学年	〇いじめアンケート 生徒	旨導 〇アンケート結果の分析	〇保護者会
	〇在り方生き方講演会	教務·全学年		○全教職員対象の「取組評価アン ケート」の実施→検証	
	○モラル講話	生徒指導・全学年			
1月				O自己評価	
2月			〇いじめアンケート 生徒	旨導 〇アンケート結果の分析	○学校関係者評議会で「自己 評価」の評価を実施
3月	〇生徒指導講話	生徒指導・保健		○学校関係者評価の結果を検証し、 「いいかたは其本方針」の目直し	
	〇生徒指導講話	1·2年 生徒指導·新入生		「いじめ防止基本方針」の見直し	
	- 一大に川子岬山	工匠旧守「初八工			